

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
8月23日  
(火曜日)

## 目次

告示

漁船損害補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正(漁政課)……………一

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(漁政課)……………一

山口県道路公社による道路の区域の変更(道路整備課)……………二

道路の区域の変更(道路整備課)……………二

道路の供用の開始(二件)(道路整備課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件)(県民生活課)……………三

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………四

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………四

家畜商講習会の開催(畜産課)……………五

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産課)……………五

屋外広告物講習会の開催(都市計画課)……………七

### 山口県告示第四百五十八号

漁船損害補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示(昭和三十五年山口県告示第七百一十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関成



#### 「豊北町加入区

豊浦郡豊北町のうち大字北宇賀のうち字二見、大字神田上、大字矢玉、大字神田、大字阿川、大字を栗野のうち字浦、字外久保

#### 「豊北町加入区

下関市豊田町大字阿座上、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見、豊田町大字稲光、豊田町大字今出、豊田町大字浮石、豊田町大字宇内、豊田町大字江良、豊田町大字大河内、豊田町大字城戸、豊田町大字金道、豊田町大字佐野、豊田町大字地吉、豊田町大字鷹子、豊田町大字高山、豊田町大字手洗、豊田町大字殿居、豊田町大字殿敷、豊田町大字中村、豊田町大字楢原、豊田町大字西市、豊田町大字西長野、豊田町大字庭田、豊田町大字萩原、豊田町大字東長野、豊田町大字日野、豊田町大字李路子、豊田町大字八道、豊田町大字矢田、豊北町大字神田上、豊北町大字矢玉、豊北町大字神田、豊北町大字阿川、豊北町大字栗野、豊北町大字滝部、豊北町大字田耕及び豊北町大字北宇賀

### 山口県告示第四百五十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

#### 一 届出事項

##### 加入区

住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

豊北町加入区 下関市豊北町大字北宇賀三二五四の 田中 源治 山口県漁業協同組合

” 豊北町大字神田二二〇〇 築山 育祐  
二 指定漁船調書の縦覧  
加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所  
豊北町加入 平成十七年八月二十三日から同年九月六日まで 山口県漁業協同組合区

山口県告示第四百六十号

山口県道路公社が道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条の十九において準用する同法第七条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

その関係図面は、平成十七年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
路 線 名 福浦港金比羅線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市伊崎町二丁目二八三の二地先から 同市 同町二八三の六地先まで	最狭 三三・二 最広 八〇・七	最狭 六四・六 最広 二八・四	二八・四	道路改良工事の完了による。	

山口県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
路 線 名 萩篠生線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字椿東字無田口二六七九の一地先から 同市同大字字船津二四二三地先まで	最狭 三九・〇 最広 二七〇・一	最狭 三九・〇 最広 二七〇・一	二七〇・一	道路改良工事の完了による。	

道路の種類 県道  
路 線 名 萩川上線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字椿東字無田口二六八〇の一地先から 同市同大字 同字二六八〇の一地先まで	最狭 三七・四 最広 四九・二	最狭 三七・四 最広 四九・二	四九・二	道路改良工事の完了による。	

山口県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課及び山口県道路公社において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

福浦港金比羅線	下関市伊崎町二丁目二八三の二地先から 同市 同町二八三の六地先まで	平成十七年八月二 十四日
---------	--------------------------------------	-----------------

**山口県告示第四百六十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年八月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県篠生線	萩市大字椿東字船津二四六八の八地先から 同市同大字 同字二四二三地先まで	平成十七年八月二 十四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県川上線	萩市大字椿東字無田ヶ原二七六一の二地先から 同市同大字字無田口二六八〇の一の地先まで	平成十七年八月二 十四日



**(四四四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇宙部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年八月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 NPO有帆会  
代 表 者 の 氏 名 有田 光枝  
主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字有帆九二六番地の五
- 三 定款に記載された目的  
有帆地区における高齢者及び子ども達が楽しく暮らしやすい社会生活をおくり、地域でそれぞれ自立していくことができるまちづくりに関する施策の提言及び支援活動を行うとともに、文化及び芸術等の振興、環境の保全並びに災害時の救援活動等の活動を通じて男女共同参画社会の形成を図り、もって住みよく楽しいまちづくり、福祉の増進及び生活環境の改善等に寄与すること。

**(四四五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇宙部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年八月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 明日なる会  
代 表 者 の 氏 名 青木 幸一  
主たる事務所の所在地 宇部市恩田町二丁目二番一五号
- 三 定款に記載された目的  
広く一般市民に対して、市民生活上で抱える様々な疑問及び不安等の諸問題に対処するために国家資格等を有している等豊富な知識及び経験を持つ専門家及びその関係

者等が、ボランティア活動を主体として助言、啓発及び支援等の事業を行い、もって市民の不安を解消し、安心して暮らせる地域社会の実現及び福祉の充実したまちづくりに寄与すること。

一 申請のあった年月日

平成十七年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 eほほえみ

代 表 者 の 氏 名 松野 成悟

主たる事務所の所在地 宇部市野原二丁目二番三七―一二号

三 定款に記載された目的

年少者から高齢者までの地域のすべての人々並びに各種団体及び組織に対して、経済学及び経営学をベースとした社会教育の実施及び推進を行うとともに、インターネット及び情報技術の活用促進を支援する活動を行い、もって地域社会の情報化、生涯学習の充実及び経済活性化等に寄与すること。

(四四六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年八月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山川海の田万川住民フォーラム

代 表 者 の 氏 名 澄川 隆俊

主たる事務所の所在地 萩市大字中小川六一一番地

三 定款に記載された目的

地域住民と協働しつつ田万川流域及び沿岸地域の環境改善に関する事業を行うとともに、他の河川流域及び沿岸地域と連携し、新たな循環型社会づくりに向けての活動を行い、もって過疎化が進む地域社会の活性化へ貢献すること。

(四四七) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

美祿市

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

野口地区

ため池の整備

平成一四、七、一〇

平成一六、三、二五

九、三〇

滝の上(中)地区

ため池の整備

平成一五、

七

平成一七、三、一五

大羽山地区

ため池の整備

平成一五、

七

平成一七、三、一五

滝口地区

ため池の整備

平成一五、

七

平成一七、三、一五

植柳地区

暗きよ排水

平成一〇、

一

平成一六、三、三〇

美東町

美東北部(中河内)地区

平成一〇、

二〇

平成一四、三、二二

ほ場の整備

(四四八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営日積地区担い手育成基盤整備事業(第一換地区)

二 工事完了の時期

平成十四年十二月十九日

- 一 事業の名称  
 一 事業の名称  
 二 事業の名称
  - 二 事業完了の時期  
 二 事業完了の時期  
 二 事業完了の時期
  - 一 事業の名称  
 一 事業の名称
  - 二 事業完了の時期  
 二 事業完了の時期
  - 一 事業の名称  
 一 事業の名称
  - 二 事業完了の時期  
 二 事業完了の時期
  - 一 事業の名称  
 一 事業の名称
  - 二 事業完了の時期  
 二 事業完了の時期
- (四四九) 家畜商講習会の開催  
 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習の対象となる者  
 一 講習の対象となる者
- 二 講習の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者  
 二 講習の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 三 講習の科目及び時間  
 三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
家畜の取引に関する法令		四	
家畜の品種及び特徴		四	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六	

四 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。( )をはつて、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-一)山口県農林部畜産課に提出すること。

- 五 受講願書の提出期限  
 五 受講願書の提出期限
- 六 その他  
 六 その他

(四五〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

種番証明番号	種番証明書	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及び氏名又は名称
第一七七号	山口県	安福五七 (全和黒原三二〇一)		黒毛和種	平成六、 六、一七	大分県	二級	萩市大字須佐 有限会社キヤ ブアイムA I セ ンター
第二号		安福五の三 (全和黒原三五一〇)			平成八、 一〇、二一	鳥取県		
第三号		福栄二 (全和黒原三五一一)			一、一、 一			
第四号		宮気高 (全和黒原三五七〇)			平成九、 二、七			
第五号		安福太郎 (全和黒一三三四九)			平成二、 一、一五			
第六号		安福二二二の九 (全和黒一二六九九)			平成六、 二、六	三重県		
第七号		安福八の二 (全和黒原三三〇一)			平成七、 五、二	鳥取県		
第八号		茂重波五の二 (全和黒原三三六四)			平成八、 二、二〇			
第九号		安福二九四 (全和黒一二七〇一)			平成六、 一、二六	三重県		
第一〇号		安晴姫 (全和黒三四五四)			平成八、 三、一〇	沖縄県		
第一一号		義花		和 種	平成一六、 一、四	山口県級外		萩市見島 多田一馬
第二二号		幸峰			平成一、 九、三			
第二三号		黒瀬			平成一〇、 一、〇			
第二四号		大吉			平成一三、 六、一五			
第二五号		幸鶴 (全和黒原三二〇九)		黒毛和種	平成七、 三、一〇	兵庫県	二級	美祢市伊佐町河原 山口県畜産試験場
第二六号		嘉高法 (全和黒原三四七四)			九、二八	山口県	一級	

第一七号	景清 (全和黒原三五〇〇)				平成八、 四	島根県	二級	
第一八号	東平福 (全和黒一三二二九)				平成一〇、 六	山口県		
第一九号	北乃勝閑 (全和黒原四〇八五)				平成一、 四、二九			
第二〇号	平重福 (全和黒原四一五七)				八、二五		一級	
第二一号	糸幸 (全和黒原四二二六)				平成二、 一〇			
第二二号	高平藤 (全和黒原四三五六)				平成二、 三、七			
第二三号	北次郎 (全和黒原四四二二)				九、二二			
第二四号	常次郎 (全和黒一三七八四)				平成一、 四、四			
第二五号	美福栄 (全和黒原四五三五)				五、二一			
第二六号	重糸高 (全和〇三子受卵山黒一五〇〇)				一、二、 二八		二級	
第二七号	福美美 (全和〇三子受卵山黒一五〇一)				平成一、 五、一		一級	
第二八号	益次郎 (全和〇三子受卵山黒一五〇三)				八、六		二級	
第二九号	豊次郎 (全和〇四子受卵山黒一五〇〇)				平成一、 六、二六		一級	
第三〇号	和宝駒 (全和無八七七)			無角和種	平成一〇、 三、二五			
第三一号	正乃峰			和 種	平成一、 四、二		級外	
第三二号	アキヨシエル九一、二八 (日豚シ種七七〇〇六)			ランド	平成一、 五、三一		二級	
第三三号	アキヨシエル九一、四七 (日豚シ種七七一〇三)				九、五			
第三四号	アキヨシエル〇〇、一四 (日豚シ種七七一〇〇)				平成一、 二、四			
第三五号	アキヨシエル〇〇、四五 (日豚シ種七七〇九九)				三、一九			



第三六号	アキヨシエル〇二一七 (日豚シ種七七二〇二)	"	平成二、三、八	"	"
第三七号	アキヨシエル〇二一五九 (日豚シ種七七二二一)	"	七、一六	"	"
第三八号	アキヨシエル〇二一八 (日豚シ種七七三二四)	"	八、二二	"	"
第三九号	アキヨシエル〇二一九三 (日豚シ種七七二二四)	"	〇、一七	"	"
第四〇号	アキヨシエル〇二一五一 (日豚シ種〇〇八六二六)	"	平成二、四、九、二〇	"	"
第四一号	アキヨシエル〇二一五五 (日豚シ種〇〇八六二八)	"	一、五	"	"
第四二号	ヤマチクダブリユー九一六〇 (日豚W種三六五三五)	大ヨーク種 シャール種	平成二、一、九	"	"
第四三号	アワヨークニクシー四一三七 三 (日豚W種三七〇二二)	"	平成七、一四、一	徳島県	"
第四四号	サクラニ〇一アイチ九八一一七 〇〇七四 (日豚D種三五〇五〇)	デユロツク種	平成五、二一、〇	愛知県	"
第四五号	サクラニ〇一アイチ〇一一七 〇三八三 (日豚D種三七三七三)	"	平成〇、一三、一八	"	"
第四六号	サクラニ〇一アイチ〇一一七 〇四五九 (日豚D種三七三七四)	"	一、八	"	"

(四五) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成十七年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成十七年十一月十日(木曜日)	午前九時四十五分から 午後五時三十分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁視聴覚室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千二百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)をばって、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

平成十七年十月三日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三三七二五)又は最寄りの土木事務所にすること。

平成十七年八月二十三日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)